

本号（令和5年12月19日）で公布された条例のあらまし

◇香川県税条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第24号）

- 1 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の全面施行により、森林環境税が導入されること等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和6年1月1日から施行することとした。

◇香川県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第25号）

- 1 県内の保険料水準の統一を図るため、国民健康保険事業費納付金の算定方式の見直しを行う必要があること、及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正に伴い、退職者医療制度が廃止されることを踏まえ、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和6年4月1日から施行することとした。

◇香川県G I G Aスクール構想加速化基金条例（令和5年香川県条例第26号）

- 1 公立学校における情報機器の計画的かつ効率的な整備を推進するための基金を設置するため、条例を新たに制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第27号）

- 1 人事委員会の令和5年10月5日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨等を踏まえ、給料表の改定等を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日又は令和6年4月1日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第28号）

- 1 人事委員会の令和5年10月5日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨等を踏まえ、給料表の改定等を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日又は令和6年4月1日から施行することとした。

◇香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第29号）

- 1 知事部局等の職員との均衡を考慮して、会計年度任用職員に勤勉手当を新たに支給するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和6年4月1日から施行することとした。

◇知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第30号）

- 1 人事委員会の令和5年10月5日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨等に基づき一般職の職員の期末・勤勉手当の改定を行う状況等を踏まえ、知事等の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和6年4月1日から施行することとした。

◇香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第31号）

- 1 知事等の受ける期末手当の支給割合の改定等を考慮し、議会の議員の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和6年4月1日から施行することとした。